



企業総合保険(財産補償条項)

企業
財産

本冊子は、火災をはじめとする様々な偶然な事故による建物等の財産の損害を補償する企業総合保険(財産補償条項)のパンフレット兼重要事項説明書です。



普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)のホームページにてご参照いただけます。
お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または弊社までお申出ください。

企業総合保険(財産補償条項)は、お客様が所有 建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備装置



STEP
1

補償内容は6プランからご要望に合わせてお選びください!

損害保険金

右の事故により、
保険の対象*1が損害を
受けた場合に
損害保険金を
お支払いします。

*1 詳細は、8ページの「①保険
の対象」をご確認ください。

※保険の対象によって選べる
プランが異なります。
建物等(建物、建物内設備・
什器等、建設内商品・製品
等)はすべてのプランから
選択できます。
屋外設備装置、建物外動産
(建物外設備・什器等、建物
外商品・製品等)はプラン
1、2または6から選択して
いただけます。

お支払対象となる事故		補償内容
①	火災、落雷、破裂・爆発	 火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。
②	風災、雹災、雪災*2	 風災、雹災、雪災による損害を補償します。
③	給排水設備事故の水濡れ等*3	 給排水設備事故による水濡れ等による損害を補償します。
④	騒擾、労働争議等	 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害を補償します。
⑤	車両・航空機の衝突等*4	 車両の衝突・接触、航空機の墜落・接触等による損害を補償します。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等*5	 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊による損害を補償します。
⑦	盗難	 盗難による損害を補償します。
⑧	水災	 水災による損害を補償します。
⑨	電氣的・機械的事故*6	 電氣的・機械的事故による損害を補償します。
⑩	その他偶然な破損事故等	 上記①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

- *2 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が風災、雹災または雪災によって破損したために生じた損害に限ります。
- *3 給排水設備に生じた事故や被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。
- *4 衝突または接触により、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、「⑤車両・航空機の衝突等」の事故に含まれません。
- *5 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。



STEP
2

お支払いする保険金は、「損害額(修理費*10)ー共通免責金額(自己負担額)」です。共通免責金額(自己負担額)は、

0円 5千円 5万円 10万円 20万円 50万円 100万円

からお選びください。

- ・風災、雹災、雪災の免責金額は、個別に設定することも可能です。この場合は、「上記の共通免責金額を超える金額」、かつ、「10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかの金額」で設定していただきます。
- ・上記の共通免責金額が0円の場合は、⑨電氣的・機械的事故⑩その他偶然な破損事故等については、5千円の免責金額が適用されます。

*10 修理費には、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。

する に生じる損害を補償します！

補償の充実したプラン5またはプラン6によるご契約をおすすめいたします！

右のプランに進むほど、補償内容が充実していきます。

想定される事故例	補償 プラン	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4	プラン 5	プラン 6
テナントビル内の隣接店舗から出火し、 自社店舗の設備、商品が焼失した。		●	●	●	●	●	●
台風による強風で、自社ビルの屋根、 看板が破損した。		●	●	●	●	●	●
空調室内機の排水管の破損による漏水で、 室内の機械設備に水濡れが生じた。		×	●	●	●	●	●
群衆が騒ぎを起こし店舗に乱入し、 店舗の1階のドアが破損した。		×	●	●	●	●	●
駐車場に隣接する自社ビルに自動車 が衝突し、ビルの外壁が破損した。		×	●	●	●	●	●
店舗外にある駐輪場の自転車 が倒れて、店舗の壁面ガラスが破損した。		×	×	●	●	●	●*9
工場内に泥棒が侵入し、工場の備品が壊され、 製品が盗まれた。		×	×	●*7	●*8	●*8	●*8 ●*9
集中豪雨によって、事業所が浸水し、 設備・什器等が汚損した。		×	×	●	●	●	●*9
搬送用エレベーターの受配電盤がショートし、 故障した。		×	×	×	×	×	●*9
店舗内で商品陳列作業中に、誤って陳列棚を 倒し壊してしまった。		×	×	×	×	●	●*9

*6 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。また、保険の対象のうち、「ご契約のしおり(約款)」に限定列挙されるもので、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものに生じた損害を補償します。

*7 保険の対象が建物内商品・製品等の場合は、補償されません。

*8 保険の対象が建物内商品・製品等の場合も、補償されます。

*9 保険の対象が建物外商品・製品等の場合は、補償されません。



STEP
3

プラン3～6(水災を補償するプラン)をお選びいただくお客様には、水災の保険金支払方式をご選択いただきます。

水災による損害に対する保険金のお支払方式是、

浸水条件有型実損払方式 **浸水条件無型実損払方式** の2方式からお選びいただけます。

また、「水災縮小支払特約」をセットして、保険金を縮小してお支払いすることを選択することもできます(縮小支払割合は、70% 50% 30% 15% 5% からお選びいただけますが、15%以上での設定をご検討ください。)

詳しくは、7ページおよび9ページをご確認ください。

商品内容

Ⅰ 契約締結前にお読みください確認事項

Ⅱ 契約締結時にお読みください注意事項

Ⅲ 契約締結後にお読みください注意事項

Ⅳ その他「留意」いただきたいこと

重要事項説明書

6種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します！



STEP
4

費用保険金は、すべてのプランに自動セットされます。

費用保険金 損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用に対して費用保険金をお支払いします。

修理付帯費用保険金



損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な次の費用*1をお支払いします(1事故につき保険の対象の合計保険金額*2の30%または1,000万円*3のいずれか低い額を限度に実費をお支払いします。)

- ・損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用)
- ・損害が生じた保険の対象を再稼働するために要する点検費用、調整費用または試運転費用(試運転費用)
- ・損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)
- ・損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)
- ・損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(賃借費用)

損害拡大防止費用保険金



火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合に*4、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします(実費をお支払いします。)

請求権の保全・行使手続費用保険金



損害保険金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします(実費をお支払いします。)

失火見舞費用保険金



建物等から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用として1被災世帯につき50万円をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の合計保険金額*2の20%を限度とします。

地震火災費用保険金



地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象が以下の損害を受けた場合に、保険金額*2の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内につき300万円*5を限度とします。

- ・建物：半焼以上*6の損害
- ・屋外設備装置：保険価額の50%以上の損害
- ・建物内設備・什器等、建物内商品・製品等：収容する建物が半焼以上*6の損害
- ・屋外設備装置に収容の設備・什器等、商品・製品等：収容する屋外設備装置が保険価額の50%以上の損害

安定化処置費用保険金 (安定化処置費用補償特約(財産条項用))



火災、水災等(申込書の「補償内容」欄に○が表示されている事故に限ります。)により罹災した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。安定化処置費用については、安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合」は修理費の一部として財産補償条項(普通保険約款)により損害保険金としてお支払いしますが、「被保険者がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金として、1事故につき5,000万円を限度にお支払いします。

→4ページをご確認ください。

- *1 損害範囲確定費用、仮修理費用は含みません(損害保険金の一部としてお支払いします。)
- *2 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。また、高額貴金属等を補償の対象とする場合は、保険の対象の合計保険金額に高額貴金属等のご契約時に設定した限度額を加算します。なお、高額貴金属等とは、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
- *3 工場物件の場合は、5,000万円とします。
- *4 損害保険金をお支払いする場合には、免責金額(自己負担額)を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。
- *5 工場物件の場合は、2,000万円とします。
- *6 建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

様々な特約(オプション)をご用意しています!



STEP
5

お客様のご要望に合わせた特約(オプション)をお選びください。

主な特約 (オプション)

水災縮小 支払特約



縮小支払割合を設定して、実際の損害額(残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。)より縮小して水災の損害保険金をお支払いします。
縮小支払割合は、70%、50%、30%、15%、5%から選択していただけます。
※15%以上での設定をご検討ください。

高額貴金属等 不担保特約

(保険の対象が
「建物内設備・什器等」
「建物内商品・製品等」
の場合)



高額貴金属等*7に生じた損害を補償の対象外とします。

臨時費用 補償特約



損害保険金*8をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、損害保険金の10%を臨時費用保険金としてお支払いします(1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「保険金額の10%」のいずれか低い額を限度とします*9。)。
※業務用の通貨等または預貯金証書に生じた盗難による損害に対してはお支払いできません。

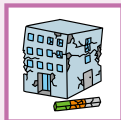
借家人賠償 責任補償 特約

(戸室を賃借
しているお客様向け)



- (1) 店舗や事務所等を賃借している方が以下の事故に起因して借戸室を損壊することにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して借家人賠償責任保険金をお支払いします。
 - 火災、破裂・爆発、盗難、給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ*10
- (2) 以下の事故により借戸室に損害が生じた場合で貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。
 - 火災、落雷、破裂・爆発、風災、雷災、雪災、盗難、給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ*10、借戸室の外部からの物体*11の衝突等、騒擾、労働争議等

地震危険 補償特約



- (1) 以下の①～③の損害*12に対して損害保険金をお支払いします。
 - ① 地震、噴火による火災、破裂・爆発によって生じた損害
 - ② 地震、噴火によって生じた損壊*13、埋没または流失の損害
 - ③ 地震、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - (2) 上記(1)で損害保険金をお支払いする場合に、損害が生じた保険の対象の残存物*14の取片づけに必要な費用に対して残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
- ※保険の対象の所在地等によりお引受けできない場合があります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

- *7 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
- *8 地震危険補償特約の損害保険金を除きます。
- *9 高額貴金属等を除く商品・製品等は、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「保険金額の12%」のいずれか低い額を限度とします。高額貴金属等は、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「ご契約時に設定した限度額の10%」のいずれか低い額を限度とします。
- *10 給排水設備自体に生じた損害は補償対象外となります。
- *11 物体には、車両もしくは航空機またはその積載物を含みます。
- *12 損害の額に、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用は含みません。
- *13 噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- *14 噴火による火山灰を含みません。

ベルフォア社による早期災害復旧支援サービス ※早期災害復旧支援サービスは、企業総合保険の付帯サービスではありません。

東京海上日動が提携するベルフォア社の「早期災害復旧支援」とは?

ベルフォア社とは?



ベルフォア社は、火災、水災等からの災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社です。火災等で罹災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備等を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

【ベルフォア社のサービスと安定化処置費用補償特約(財産条項用)に関して】

すべてのご契約に、安定化処置費用補償特約(財産条項用)が自動セットされます。事故が発生した場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただくとともに、ベルフォア社の安定化処置をご要望のときはその旨も併せてご連絡ください。

また、夜間・休日等の場合においてベルフォア社の安定化処置をご要望のときには、以下に記載のベルフォアジャパン社にご連絡ください。ただし、ベルフォアジャパン社は保険事故受付窓口とは異なりますので、別途ご契約の代理店または弊社まで事故についてご連絡ください。

※この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。

※この特約は、罹災時にお客様がベルフォア社のサービスを受けられることを約定するものではありません。

※早期災害復旧支援サービスのすべてが、この特約の補償対象となる「安定化処置」に該当するものではありません(3ページをご確認ください)。

ベルフォアジャパン株式会社 ☎ 0120-119-140
www.belfor.com/ja/jp

受付時間: 24時間365日

商品内容

① 契約締結前における確認事項

② 契約締結時における注意事項

重要事項説明書

③ 契約締結後における注意事項

④ その他留意いただきたいこと

企業総合保険(財産補償条項)をご契約いただくにあたって

① 被保険者(補償を受けられる方)

被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象の所有者であって、損害が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方で、保険証券に記載された方をいいます。共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。借家人賠償責任補償特約をご契約される場合は、別途被保険者本人をご指定ください。



② 保険の対象の所在地・物件種別・職作業・業種・構造級別

① 保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等の所在地をいいます。企業総合保険では、1契約でお引受けできる保険の対象は、1つの敷地内に所在する物件に限ります。保険の対象が複数の敷地内に所在する場合は、敷地内ごとにご契約ください。

② 物件種別について

企業総合保険の保険の対象は、一般物件または工場物件です。それぞれに該当する物件の例は、以下のとおりです。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

一般物件 	<ul style="list-style-type: none">事務所、専用店舗、工場物件に該当しない作業場等の建物または屋外設備装置上記の建物または屋外設備装置と同一の敷地内に所在する設備・什器等または商品・製品等
工場物件 	一定以上の作業規模*1を有する工場敷地内に所在する作業所、動力室、倉庫、事務所等の建物、屋外設備装置、設備・什器等、商品・製品等

*1 動力設備50kW以上、電力設備100kW以上、作業人員50人以上のいずれかに該当する場合をいいます。ただし、動力設備、電力設備は、工業上の作業に使用するものをいいます。

③ 職作業・業種について

建物内(敷地内)で行われている職作業(一般物件)・業種(工場物件)をいいます。なお、建物内(敷地内)で行われている職作業が複数にわたる場合は、専有・占有面積の最も大きい職作業等にて判定します。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 建築年月について

建物の「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)または「建築確認年月」(着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)をいいます。

建物が保険の対象である場合は、建築年月をご確認ください。詳細は11ページおよび12ページをご確認ください。

⑤ 構造級別について

建物*2の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。6ページをご確認のうえ、「建物の構造級別判定フローチャート」にしたがって判定してください。

*2 保険の対象が建物内設備・什器等、建物内商品・製品等の場合は、これらを収容する建物をいいます。

＜構造級別判定のしくみ＞

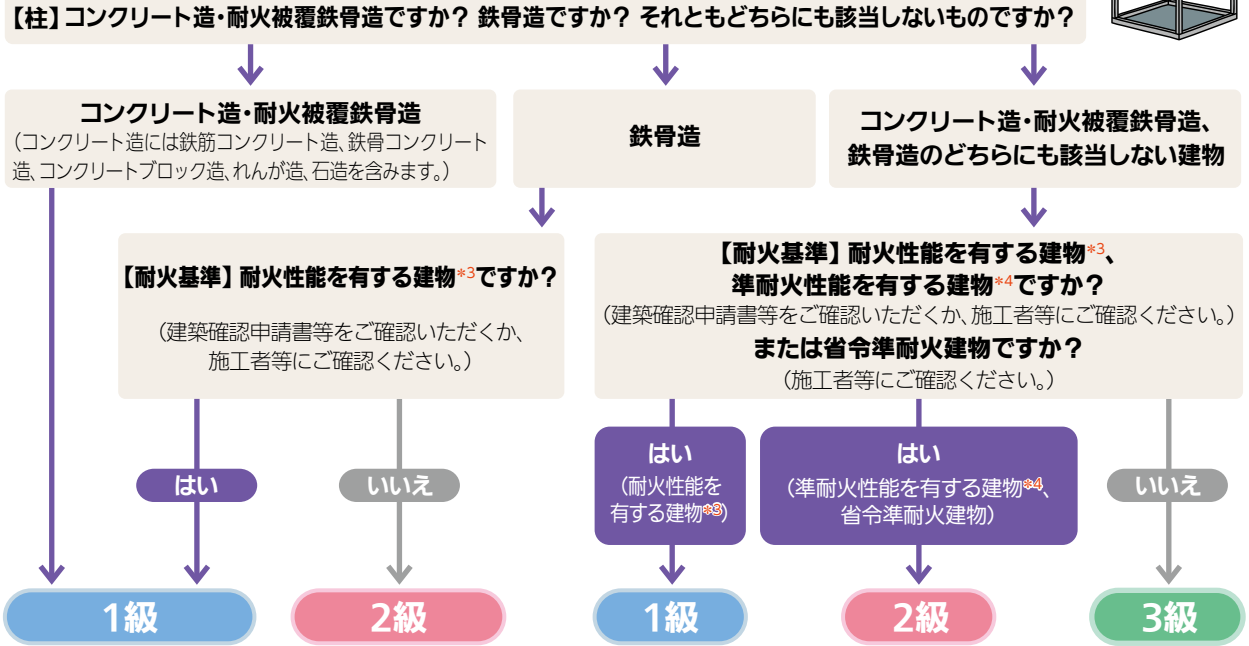
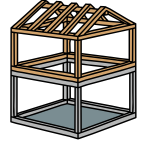
- 建物の構造級別は、「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類から判定します。ただし、「耐火性能を有する建物^{*3}」、「準耐火性能を有する建物^{*4}」または「省令準耐火建物」のように耐火性が優れている場合は、この建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。
- 【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社（以下、「施工者等」といいます。）による証明書をご提出いただく場合があります。

※建物の柱が複数の異なる種類の材質で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※屋外設備装置は材質や機能等により構造級別を判定します。また、建物外設備^{（しやうぶ）}・什器等、建物外商品・製品等の構造級別は、一律2級となります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

＜建物の構造級別判定フローチャート＞

以下のフローにしたがって、建物（設備・什器等、商品・製品等を収容する建物）の構造級別を判定します。



❗ 「耐火性能を有する建物^{*3}」、「準耐火性能を有する建物^{*4}」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定する場合と比べて保険料が安くなることがあります。特に【柱】が「木造」の場合は、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

- *3 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部^{*5}が耐火構造の建物」または「主要構造部^{*5}が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準^{*6}に適合する構造の建物」が該当します。
- *4 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」または「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。
- *5 建築基準法施行令第108条の3に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合は、その部分以外の主要構造部をいいます。
- *6 2024年4月1日付改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面（7～14ページ）の受領印も兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。ご契約いただく際は、申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1

商品の仕組み



企業総合保険（財産補償条項）

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約（オプション）等は以下のとおりです。

❗ 実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。







*1 水災による損害に対する保険金のお支払方法は、以下の2つの方式があります。

浸水条件有型 実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じ、その損害の状況が以下のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いする方式です。 建物:保険価額の30%以上の損害が生じた場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合 建物内設備・什器等、建物内商品・製品等:収容する建物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合 屋外設備装置、建物外設備・什器等:保険価額の30%以上の損害が生じた場合
浸水条件無型 実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じた場合に保険金をお支払いする方式です。

*2 実際の損害額（残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。）に縮小支払割合を乗じて保険金をお支払いします。縮小支払割合は、70%、50%、30%、15%、5%から選択していただきます（15%以上での設定をご検討ください。）。

① 保険の対象 契約概要

企業総合保険では、専用店舗、工場等の建物およびこれらと同一の敷地内に所在する設備・什器等、商品・製品等、屋外設備装置を対象としてご契約いただくことができます(同一敷地内の保険の対象の保険金額の合計が10億円以下の物件が対象となります。)。専用住宅建物、住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物および個人所有の家財につきましては、この保険ではお引受けすることができません。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険の対象とできるもの	保険の対象とできない主なもの
 建物  設備・什器等*3*6  商品・製品等*4*6  屋外設備装置*5	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車、船舶等 ○通貨等*7、預貯金証書その他これらに類する物 (ただし、建物内に収容されている業務用の通貨等、預貯金証書の盗難については一定金額まで補償されます*8。) ○稿本、設計書、帳簿等 ○動物、植物等の生物(動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。) ○データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物 等

- *3 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
- *4 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
- *5 建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
- *6 建物内の貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものを「高額貴金属等」として、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等の保険金額に関係なく1事故につき100万円を限度に補償します(追加保険料をいただくことにより限度額を200万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます。)
- *7 通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形。以下同じ。)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。
- *8 建物内設備・什器等を保険の対象としていて盗難の補償を選択していただいている場合は、建物内設備・什器等の保険金額に関係なく1事故につき、業務用の通貨等は30万円、預貯金証書は500万円を限度に盗難による損害を補償します(実際の損害額をお支払いします。)。また、業務用の通貨等については追加保険料をいただくことにより限度額を100万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

② 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用に対して費用保険金をお支払いする場合があります(3ページをご確認ください)。

事故	保険金をお支払いする主な場合*9	保険金をお支払いしない主な場合
① 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	すべての事故に共通 <ul style="list-style-type: none"> ● 風・雨・雪・雹・砂塵等の建物内部への吹き込み・浸み込みまたは漏入(浸み込みまたは漏入にはすが漏れを含みます。)によって生じた損害(火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた損害を除きます。) ● 火災等の事故の際の紛失、盗難によって生じた損害 ● 同一敷地内で生じた火災による場合を除き、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害 ● 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害 ● 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等、現金を投入することで商品・サービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等または動産の盗難によって生じた損害 ● 万引きによって商品・製品等に生じた損害(万引きが暴行・脅迫を伴うものであった場合または万引きのために建物、屋外設備装置、設備・什器等に破損が生じた場合を除きます。) ● 自然の消耗・劣化(自然の消耗・劣化には凍害を含みます。)、性質による蒸れ・変色・変質・さび・腐食・ひび割れ・剥がれ、ねずみ食い・虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害 ● 保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害 ● 屋根を構成するスレート・瓦・鋼板・コンクリート等の屋根材または樋にゆがみ・たわみ・へこみ・ひび割れ・欠け・反り・浮き上がり・ずれ・波打ち・釘抜きその他類似の事由によって生じた損害(ただし、火災等の事故によって損害が生じた場合は除きます。) ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) ● 地震等によって発生した事故の延焼・拡大により生じた損害や発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した事故による損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) 給排水設備事故の水濡れ等固有 <ul style="list-style-type: none"> ● 給排水設備自体に生じた損害
② 風災、雹災、雪災	風災、雹災、雪災により損害が生じた場合	
③ 給排水設備事故の水濡れ等	給排水設備事故の水濡れ等により損害が生じた場合	
④ 騒擾、労働争議等	騒擾、労働争議等により損害が生じた場合	
⑤ 車両・航空機の衝突等	車両・航空機の衝突等により損害が生じた場合	

*9 ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。

事故	保険金をお支払いする主な場合*1	保険金をお支払いしない主な場合
⑥建物の外部からの物体の衝突等	建物の外部からの物体の衝突等により損害が生じた場合	電氣的・機械的の事故、その他偶然な破損事故等固有 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工・製造すること起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害 ● 保険の対象に対する加工・解体・据付・組立・修理・清掃・点検・検査・試験・調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ● 保険の対象の置き忘れ・紛失によって生じた損害 ● 詐欺・横領によって保険の対象に生じた損害 ● 土地の沈下・移動・隆起・振動等によって生じた損害 ● 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ● 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管について生じた損害 ● 車両（自動車を除く）、設備・什器等である携帯型通信機器・携帯型電子事務機器（携帯電話、ノート型パソコン等）、商品・製品等である動物または植物に生じた損害 ● 保険の対象の製造者・販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ● 設備・什器等であるラジコン模型（ドローン等）およびこれらの付属品に生じた損害 ● 設備・什器等である医療用機器（医療用機器の体内挿入部位、鉗子・メス・聴診器・注射器等の器具類等）に生じた損害
⑦盗難	盗難により損害が生じた場合	
⑧水災*2	水災により損害が生じた場合	
⑨電氣的・機械的の事故*3	電氣的・機械的の事故により損害が生じた場合	
⑩その他偶然な破損事故等*4	その他偶然な破損事故等により損害が生じた場合	

上記以外にも、以下の場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

サイバー攻撃*5によって保険の対象について生じた損害（サイバー攻撃*5によって、火災、破裂・爆発が生じた場合を除きます。）すべてのご契約に「サイバー攻撃による事故の補償限定特約（財産条項用）」が自動セットされ、この特約により、保険金をお支払いできません。

- *1 ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。
- *2 水災による損害に対する保険金のお支払方式については、7ページをご確認ください。
- *3 保険の対象のうち、「ご契約のしおり（約款）」に限定列挙されるもので、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものに生じた損害を補償します。電氣的・機械的の事故の補償の対象となるものの詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。
- *4 上表の①～⑨以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。
- *5 サイバー攻撃とは、コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（コンピュータシステムへの不正アクセス、コンピュータシステムの機能の停止・障害・破壊、誤作動を意図的に引き起こす行為、不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール、コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざんまたはそのデータを不正に入手する行為を含みます。）をいいます。

③ お支払いする保険金

お支払いする保険金は、以下のとおりです。保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額については、申込書および「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

◆実損払方式の場合（比例支払方式の場合は、10ページの*12をご確認ください。）

○損害保険金

●水災以外の事故による損害が発生した場合

1回の事故につき、保険金額の1.4倍を限度に以下の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額を限度とします*6。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^*7 - \text{免責金額（自己負担額）}^*8$$

●水災による損害が発生した場合

1回の事故につき、保険金額の1.4倍を限度に以下の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額を限度とします*6。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^*7 \times \text{縮小支払割合}^*9*10 - \text{免責金額（自己負担額）}^*8$$

⚠ 水災縮小支払特約をセットして縮小支払割合*10を設定する場合は、以下のようなケースが生じますのでご注意ください。

【お支払いする保険金の例（縮小支払割合15%、免責金額20万円の場合）】

水災によって建物内設備・什器等に500万円の損害が発生した場合は、以下のとおり、実際の損害額（残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。）に対してお支払いする損害保険金が少なくなります。

$$\text{損害保険金 } 55\text{万円} = \text{損害額 } 500\text{万円} \times \text{縮小支払割合 } 15\% - \text{免責金額（自己負担額） } 20\text{万円}$$

- *6 高額貴金属等を除く商品・製品等については保険金額の1.68倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額の1.2倍を限度とします。高額貴金属等については、ご契約時に設定した額の1.4倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、ご契約時に設定した額を限度とします。業務用の通貨等または預貯金証書については、ご契約時に設定した額を限度とします。
- *7 評価基準（再取得価額または時価額）によって異なります。また、損害額（修理費）には「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」も含み、これらを除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。

- *8 お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます(ただし、業務用の通貨等、預貯金証書の盗難については差し引きません。)。ご契約時に0円、5千円、5万円、10万円、20万円、50万円または100万円のいずれかを選択していただきます(ただし、0円を選択した場合は、電氣的・機械的事故、その他偶然な破損事故等のみ免責金額5千円が適用されます。)。なお、風災、雹災、雪災の免責金額は、個別に設定することも可能です。この場合は、「上記の共通免責金額を超える金額」、かつ、「10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかの金額」で設定していただきます。
- *9 「水災縮小支払特約」をセットしていない場合は、100%となります。
- *10 縮小支払割合は、70%、50%、30%、15%、5%から選択していただきます(15%以上での設定をご検討ください。)

○費用保険金

3ページをご確認ください。

④ 主な特約 契約概要

セットできる主な特約(オプション)は以下のとおりです。

特約の詳細および下記以外の特約(オプション)については、4ページおよび「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

水災縮小支払特約	高額貴金属等不担保特約	臨時費用補償特約	借家人賠償責任補償特約	地震危険補償特約
----------	-------------	----------	-------------	----------

以下の特約は、財産に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

安定化処置費用補償特約(財産条項用)	サイバー攻撃による事故の補償限定特約(財産条項用)
--------------------	---------------------------

⑤ 保険金額の設定等 契約概要

○保険金額の設定について

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額を設定してください。実際にご契約いただく保険金額については、申込書等でご確認ください。
- 高額貴金属等については、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等が保険の対象で高額貴金属等不担保特約をセットしていない場合は、ご契約時に設定する額の1.4倍を限度に補償されますが、高額貴金属等の価額は設備・什器等、商品・製品等の保険金額に算入しません。
- ご契約時に選択していただいた保険金支払方式によって、保険金額の設定方法が異なります。

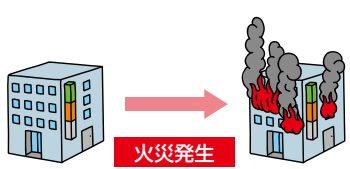
保険金支払方式	保険金額の設定方法
実損払方式*11	保険の対象の価額に約定付保割合を乗じて保険金額を設定します。約定付保割合は、30%から100%までの10%単位で設定します。 例えば、約定付保割合を80%に設定しますと、保険の対象の価額の80%が保険金額となります。
比例支払方式*12	保険の対象の価額の評価、約定付保割合の設定は行わず、保険金額を設定します。

- *11 保険金額の1.4倍を限度に損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いて損害保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額を限度とします*13。
- *12 保険金額が保険価額の80%以上の場合は実損払方式と同様ですが、保険金額が保険価額の80%未満の場合はお支払いする損害保険金が損害額を下回り、十分な復旧ができないことがあります*14。
- *13 高額貴金属等を除く商品・製品等については保険金額の1.68倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険金額の1.2倍を限度とします。
- *14 保険金額が保険価額の80%未満である場合は、損害保険金の額は以下の算式により算出した額となります。ただし、高額貴金属等については、保険金額の保険価額に対する割合にかかわらず損害保険金=損害額-免責金額(自己負担額)で算出した額となります。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%} - \text{免責金額(自己負担額)}$$

- 比例支払方式は、事故発生時に一部保険(保険金額が保険価額を下回ることをいいます。)や超過保険(保険金額が保険価額を超過することをいいます。)となり、十分な保険金が支払われなかったり保険料の無駄が発生する場合がありますので、実損払方式によるご契約をおすすめします。

【比例支払方式でお支払いする保険金の例】



建物を保険金額5,000万円(免責金額5万円)でご契約、火災が発生して3,000万円の損害が発生、事故時点での建物の保険価額を評価したところ、1億円であった場合

$$\text{損害保険金} = 3,000\text{万円} \times \frac{5,000\text{万円}}{1\text{億円} \times 80\%} - 5\text{万円} = 1,870\text{万円}$$

となります。

実際の損害額に対して、支払われる損害保険金が不足してしまいます。

○評価基準について

- 建物、屋外設備装置、設備・什器等^{しこう}が保険の対象である場合は、「再取得価額」「時価額」の2種類の評価基準のうち、いずれかを選択していただきます*1。

評価基準	基準の内容
再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築・再取得するために必要な額を基準とします。
時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額を基準とします。

- 「時価額」による評価基準を選択した場合は、損害額は「時価額」を基準に算定するため、お支払いする保険金が保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなることがありますので、「再取得価額」による評価基準を選択していただくことをおすすめします。

*1 保険金支払方式が比例支払方式の場合は、ご契約時に保険の対象の価額を評価しませんが、事故発生時に保険価額を算出する際の基準としてご契約時に「再取得価額」か「時価額」のいずれかを選択していただきます。

① 保険金額設定に関する注意点 — 超過保険 —

超過保険とは、保険金額が保険価額を超過する状態をいいます。超過保険の状態で事故が発生した場合は、お受け取りいただける損害保険金のうち、「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険価額が上限となり、保険金額のうち保険価額を超える部分に対してはお支払いできませんので、ご注意ください。

[特にご注意いただきたい点]

- 建物の保険金額に土地代を含めて保険金額を設定した場合は、土地代に相当する金額が保険価額を超過することとなりますので、土地代を含めずに保険金額を設定してください。
- 他の保険契約等（共済契約を含みます。）の有無をご確認ください。他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等との合算した保険金額が保険価額を超えないよう、保険金額を設定してください。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は1年から5年までの整数年*2、または1年未満（月払の場合は、保険期間は3か月以上となります。）で設定していただきます。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

*2 地震危険補償特約をご契約いただく場合は、1年を超える長期契約はできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額、免責金額（自己負担額）、保険期間、建物の所在地、築年数*3、構造や過去の損害発生状況等により異なります*4。実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（免責金額（自己負担額）や保険期間等）を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

*3 建物を保険の対象とする場合に、「建築年月」から「保険始期年月」までの年数で判定します。なお、1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。建築年が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

*4 建物を保険の対象とする場合で、水災を補償するときは、建物の所在地における水災発生リスクに基づき「水災リスク区分*5」を判定し、申込書や保険証券等に表示しています。

*5 水災リスク区分は、国土交通省が提供する「重ねるハザードマップ」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)の「洪水」および「土砂災害」の情報を基に判定しています。リスクが低い順から「(低)1・2・3・4・5(高)」(5区分)となります。なお、判定不能の場合は「-」と表示されます。

② 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、12ページのいずれかから選択してください（ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。）。

保険期間を問わず、原則として保険期間の途中で、ご指定いただいた払込方法の変更を行うことはできません。

金融機関での口座振替やクレジットカード*6での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求されます（保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合は、これと異なることがあります。）。

*6 クレジットカードによる払込みの場合は、取扱いが異なることがあります。



払込方法		保険期間			
		1日～3か月未満	3か月～1年未満	1年	2年～5年
金融機関での口座振替 ^{*7}	一時払 ^{*8}	○	○	○	○
	分割払 ^{*9}	×	○ (月払)	○ (月払)	○ (月払・年払)
クレジットカード	一時払 ^{*8}	×	×	○	○
	分割払 ^{*9}	×	×	○ (月払)	○ (月払・年払)
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票	一時払 ^{*8}	○	○	○	○
請求書(銀行等での振込み)	一時払 ^{*8}	○	○	○	○

- ^{*7} 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。
- 弊社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。
- ^{*8} 一時払のご契約で全損失効となった場合は、保険料の全部または一部の返還はありませんのでご注意ください(長期契約の場合は、翌契約年度以降のみ返還します。)。全損失効とは、保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で保険金額^{*10}の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合に、その保険の対象の補償が終了することをいいます。
- ^{*9} 月払の場合は、5%の割増が適用されます(この割増率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。)。ただし、一定の条件を満たす場合は、割増なしでご契約いただけます。
- ^{*10} 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
- ※上記の方法により払い込まれた保険料については領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
- ※ご所属の団体等を通じて集金する団体扱や、ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。
- ※月払のご契約の場合は、最終回目分割払保険料は満期日の属する月に請求されます。金融機関での口座振替の場合は、振替日が満期日以降となることがあります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日^{*11}までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の翌々月末^{*12}、クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

- ^{*11} 保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は、原則として以下のとおりです。
- 金融機関での口座振替による払込みの場合:始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)
 - クレジットカード・払込取扱票・請求書による払込みの場合:始期日の属する月の翌月末
- ^{*12} ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

4 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です^{*13}。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)

^{*13} 申込書等に★または☆が付された事項のうち、建築年月は、保険の対象が建物である場合のみ告知事項となります。

【建築年月について】

建物が保険の対象である場合は、建築年月として、建物の「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)をご申告ください。「建築確認年月」(着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が保険料が安くなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2

クーリングオフ



この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ*1を行うことはできませんので、ご注意ください。

*1 クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約ができる制度のことをいいます。

3

補償の重複に関するご注意



- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ

契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務等



申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください*2。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

*2 申込書等に☆が付された事項のうち、建築年月は、保険の対象が建物である場合のみ通知事項となります。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合は、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

以下の場合、通知義務の対象となります。必ず遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- ① 設備・什器等、商品・製品等を店舗の移転等により他の場所に移転した場合
- ② 建物(または設備・什器等、商品・製品等を収容する建物)または屋外設備装置の構造または用途を変更した場合

必ずご連絡ください。



【その他ご連絡いただきたい事項】

以下の場合にもご契約内容の変更等が必要となりますので、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡するときは、あらかじめご連絡ください(ご連絡がない場合は、建物等を譲渡・売却した時に保険契約は失効します。)
- 建物または屋外設備装置の増築、改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。
- ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- 相続、合併その他の包括承継があった場合は、遅滞なくご連絡ください。
- 事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

ご連絡がない場合は、重要なお知らせをご案内できないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

2

解約される場合



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合は、保険料を解約日以降に請求させていただくことがあります。

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、弊社ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)
をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、裏表紙下をご確認ください。

- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*3」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*4まで補償されます。

*3 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）が対象です。

*4 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 質権を設定される場合は、特段のお申出がないかぎり、ご契約者と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付しますので、ご了承ください。
- この保険契約においては保険期間中の以下のご契約内容は変更できません。変更をご希望の場合は、中途更新（保険契約を解約された日を始期日として、弊社と保険契約を締結することをいいます。）をしていただきます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
 - 他の敷地内の建物への動産の移転
 - 建物の買替
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者（補償を受けられる方）または保険の対象であることを確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

 **0120-071-281**

受付時間：平日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



通話料
有料

約款の発行について

約款の発行の発行方法について、次のいずれかをご選択ください。

約款	・「Web約款 (弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」 掲載先: www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/zaisan/covenant ・「冊子での送付」
----	---

弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー (Green Gift パートナー) として、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。詳細は弊社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご確認くださいませようお願いします。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110** 

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/